

第**61**回

定時株主総会 招集ご通知



日 時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時



場 所

広島県福山市王子町一丁目3番5号
青山商事株式会社 本社4階会議室

会場についての詳細は、末尾ご案内略図をご参照ください。



決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

<株主の皆様へのお願いのご案内>

- 書面・インターネット等による事前の議決権行使もご活用ください。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
(<https://www.aoyama-syouji.co.jp>)

書面またはインターネット等による議決権行使期限

2025年6月25日(水曜日) 午後6時30分まで

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃より青山商事グループに対し格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり緩やかな回復が続くことが期待されます。一方で、継続する物価上昇による消費マインドの低下や、アメリカの政策動向による影響により、景気が下振れるリスクが懸念されております。このような状況下、当社グループにおきましては、ビジネスウェア事業やフランチャイジー事業が堅調に推移した一方、印刷・メディア事業や雑貨販売事業につきましては、前期を下回る推移となりました。また、前期に計上した法人税等調整額の影響が当期は軽微であったことなどから、当期の当社グループにおける業績は増収減益となりました。

中期経営計画期間である2025年3月期から2027年3月期における株主還元につきましては、競争力の維持・強化に向けた成長投資を行い、収益力の向上と財務体質の強化に努めながら、株主の皆様に対する積極的かつ安定的な利益の還元を実施していくことを基本方針とし、その上で、資本コストや株価を意識した経営の実現と企業価値向上に向けた取組みを一層進めていくため、連結における配当性向70%もしくは株主資本配当率(DOE)3%のいずれか高い方を採用し、資本効率向上と中長期安定的な増配の実現及び利益成長を通じた配当を行います。また、自己株取得につきましては、業績や資本の状況、株価を含む市場環境を踏まえつつ、資本効率向上を目指して機動的に実施して参ります。本中期経営計画期間においては、最大100億円とし実施して参ります。

株主の皆様におかれましては、今後も一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長 青山 理

経営理念

持続的な成長をもとに、生活者への小売・サービスを通じてさらなる社会への貢献を目指す

《青山 マインド》 働く人のために働こう

当社の使命と社員の行動原則を《青山 マインド》として整理、グループの活動を一貫したものとしていきたいと考えます。また、《青山 マインド》を基本軸とすることで、会社の発展とともに社会が豊かになり、社員が自信と誇りを感じてほしいと願う指針です。

1. 使命

- ・私たちは、『働く人』を応援します。そして社会を明るく元気にしていきたい、その一翼を担っていくことを使命として参ります。
- ・この使命の下で、『働く人』に愛される商品・サービスの提供とお客様にご満足いただけるプロの接客を目指して、一人でも多くのファンを増やしていける様、努めて参ります。

2. 行動原則

- (1) お客様目線
- (2) 現場主義
- (3) 品質の追求
- (4) 当事者意識
- (5) チャレンジ精神
- (6) 正々堂々

株 主 各 位

証券コード 8219
2025年 6月 4日

広島県福山市王子町一丁目3番5号

青山商事株式会社

代表取締役社長 青 山 理

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第61回定時株主総会招集ご通知」及び「第61回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.aoyama-syouji.co.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主・投資家向け情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイト「アクセスいただき、銘柄名（会社名）」に「青山商事」または「コード」に当社証券コード「8219」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

【株主総会ポータル®（三井住友信託銀行）】

<https://www.soukai-portal.net>

（同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ログインID・パスワードをご入力ください。）

QRコードは議決権行使書用紙に
ございます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って2025年6月25日（水曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 日 時** 2025年6月26日（木曜日）午前10時
- 場 所** 広島県福山市王子町一丁目3番5号 青山商事株式会社 本社4階会議室
(末尾の会場ご案内略図をご参照のうえ、お間違えのないようご来場ください。)
- 目的事項** **報告事項** (1) 第61期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第61期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項** 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

○書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類もあわせてご送付しております。

○書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。

従って、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・ 事業報告の「主要な営業所及び工場」
- ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

○電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提示ください。

日時：2025年6月26日（木曜日）午前10時

株主総会にご出席されない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱わせていただきます。

議決権
行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後6時30分到着分まで



インターネット等による議決権行使

当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

議決権
行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後6時30分まで

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「ＩＣＪ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

○書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。



インターネット等による 議決権行使方法のご案内

インターネット等による議決権行使期限
2025年6月25日（水）午後6時30分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶<https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への還元を経営の最重要事項のひとつと捉えており、配当金を最優先として株主還元を行うことを基本とし、中期経営計画ごとに設定する方針に基づいた株主還元を行って参ります。

本中期経営計画期間である2025年3月期から2027年3月期における株主還元につきましては、競争力の維持・強化に向けた成長投資を行い、収益力の向上と財務体質の強化に努めながら、株主の皆様に対する積極的かつ安定的な利益の還元を実施していくことを基本方針とし、そのうえで、資本コストや株価を意識した経営の実現と企業価値向上に向けた取組みを一層進めていくため、連結における配当性向70%もしくは株主資本配当率(DOE)3%のいずれか高い方を採用いたします。

この株主還元方針に基づき、当期の期末配当につきましては、普通配当として1株につき104円とさせていただきたいと存じます。

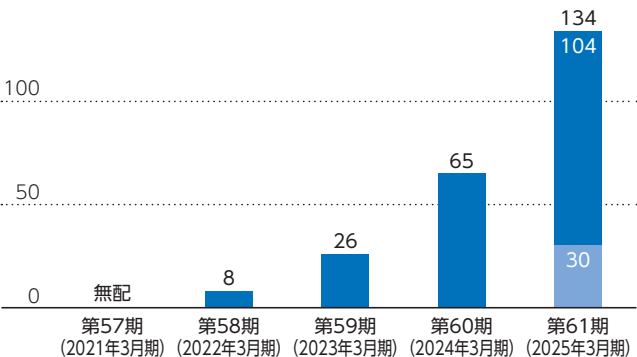
なお、中間配当として1株につき30円をお支払いしておりますので、年間配当は1株につき134円となります。

期末配当に関する事項

1	配当財産の種類 金銭といたします。
2	株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき 104円 その内訳 普通配当 104円 配当総額 5,089,004,544円
3	剰余金の配当が効力を生じる日 2025年6月27日

1株当たり配当の推移

(円) ■ 中間 ■ 期末
150



第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の取締役6名は任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、取締役候補者の選任につきましては、指名諮問委員会の答申を受けたうえで決定しております。

※指名諮問委員会は、取締役及び監査役人事に関する審議、確認を通じて、当社の経営の客観性及び透明性の確保に資することを目的とし、株主総会に提出する取締役及び監査役候補者の選任及び解任に関する議案を取締役に答申するために設置しています。委員は、独立社外取締役を委員長とし、その他3名の取締役（内 社外取締役1名）の合計4名で構成しております。

候補者番号		氏 名	現在の地位及び担当	取締役会への出席状況
1	再任	あお やま おさむ 青山 理	代表取締役社長	24回中24回出席 (100%)
2	新任	えん どう たい ぞう 遠藤 泰三	執行役員社長 兼OMOリテール本部長	—
3	新任	お がわ まこと 小川 誠	専務執行役員	—
4	再任 社外取締役 独立役員	こ ばやし ひろ あき 小林 宏明	取締役	24回中24回出席 (100%)
5	再任 社外取締役	か が み ゆ か り 加賀美 由加里	取締役	24回中23回出席 (95.8%)
6	新任 社外取締役 独立役員	の がみ まさ き 野上 昌樹	監査役	—

略歴、当社における地位及び担当

1981年 4月	当社入社	2005年 6月	当社代表取締役社長 兼執行役員社長
1987年 12月	当社商品部長	2017年 6月	当社代表取締役社長
1988年 6月	当社取締役商品部長	2019年 6月	当社代表取締役社長 兼執行役員社長兼営業本部長
1989年 6月	当社取締役商品副本部長	2021年 4月	当社代表取締役社長
1991年 6月	当社常務取締役商品副本部長	2022年 4月	当社代表取締役社長兼商品本部長
1997年 6月	当社専務取締役商品本部長 兼総合企画本部長補佐	2022年 6月	当社代表取締役社長（現任）
2001年 10月	当社専務取締役スーツ事業本部長		
2003年 2月	当社専務取締役営業本部長		

所有する当社株式の数
1,526,054株取締役会出席状況
24回中24回出席
(100%)

重要な兼職の状況

(有)青山物産 代表取締役、(株)青山キャピタル 取締役会長、(株)青五 取締役、(株)エム・ディー・エス 取締役、(株)栄商 取締役、(株)glob 取締役

当社との特別の利害関係

青山理氏が取締役を兼務しております(株)青五と当社との間には、店舗の賃貸等の取引関係があります。

取締役候補者とした理由

青山理氏は、1988年に取締役に就任して以来、当社商品本部長、営業本部長を歴任し、2005年には代表取締役社長に就任し、会社経営全般を統括しております。その実績、能力、企業経営の経験とともに、人格、見識とも優れていることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

えん どう たい ぞう
遠藤 泰三

1967年12月26日生

新任

略歴、当社における地位及び担当

1990年 3月 当社入社	2011年 4月 当社リユース事業部部长代理
1997年 1月 当社洋服の青山せんげん台店店长	兼総務部部长代理
2000年 5月 当社営業部課長	2016年 5月 当社人事部長
2002年 2月 当社総合企画部課長	2017年 6月 当社執行役員人事部長
2003年 12月 当社人材開発部課長	2018年 4月 当社執行役員人事戦略本部長
2005年 6月 当社人材開発部部长代理	2021年 4月 当社執行役員管理本部長
2009年 9月 当社総務部部长代理	2025年 4月 当社執行役員社長
2010年 4月 カジュアルランドあおやま(株) 取締役リユース事業本部長	兼OMOリテール本部長 (現任)

所有する当社株式の数
336株

重要な兼職の状況

(株)青五 監査役

当社との特別の利害関係

なし

取締役候補者とした理由

遠藤泰三氏は、2017年に執行役員に就任して以来、人事戦略本部長、管理本部長を歴任し、2025年4月には執行役員社長に就任いたしました。豊富な業務知識や経験を有し、重要な業務執行を適切に遂行しております。これらの知識や経験を活かし、今後の当社の企業価値向上への貢献が期待できることから、取締役候補者となりました。

候補者番号 3

お がわ まこと
小川 誠

1970年12月12日生

新任

略歴、当社における地位及び担当

1993年 4月 当社入社	2022年 6月 当社執行役員総合企画部部长
2005年 10月 当社人事部課長	兼関連事業室長
2011年 4月 当社人事部部部长代理	2025年 4月 当社専務執行役員 (現任)
2019年 6月 当社人事部長	

所有する当社株式の数
3,636株

重要な兼職の状況

青山洋服商業 (上海) 有限公司 董事、(株)WTW 取締役

当社との特別の利害関係

なし

取締役候補者とした理由

小川誠氏は、2022年に執行役員総合企画部部长兼関連事業室長に就任し、経営企画並びにグループ経営管理に対して、豊富な実務知識や経験を活かし、重要な業務執行を適切に遂行して参りました。これらの知識や経験をもとに、今後の当社の企業価値向上への貢献が期待できることから、取締役候補者となりました。

候補者番号 4 こ ば や し ひ ろ あ き
小林 宏明

1975年7月12日生

再任

社外取締役

独立役員

略歴、当社における地位及び担当

2000年 4月 ㈱広島銀行入行
2002年 3月 日東製網㈱入社
2002年 5月 日東製網㈱社長室長
2005年 7月 日東製網㈱取締役
2007年 1月 日東製網㈱代表取締役（現任）
2016年 6月 当社取締役（現任）

所有する当社株式の数
— 株

取締役会出席状況
24回中24回出席
(100%)

重要な兼職の状況

日東製網㈱ 代表取締役、日本ターニング㈱ 代表取締役、ダイキョーニシカワ㈱ 社外取締役

当社との特別の利害関係

なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

小林宏明氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、また、製造業を中心とする会社を経営されているため、当社と異なった視点から、適切な助言、提言を行える人材として、適任と判断しております。また、任意の委員会である指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、その職責を果たしております。
なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって9年となります。

候補者番号 5 か が み ゆ か り
加賀美 由加里

1946年1月21日生

再任

社外取締役

略歴、当社における地位及び担当

1997年 1月 ランバン・ジャパン㈱代表取締役社長
2003年 1月 ランバン・ジャパン㈱取締役会長
2006年 1月 ㈱KACOオフィス代表取締役（現任）
2006年 1月 ドーメル・ジャポン㈱代表取締役社長
2013年 9月 MCM FASHION GROUP JAPAN㈱
代表取締役社長
2017年 1月 ドーメル・ジャポン㈱会長
2023年 6月 当社取締役（現任）

所有する当社株式の数
— 株

取締役会出席状況
24回中23回出席
(95.8%)

重要な兼職の状況

㈱KACOオフィス 代表取締役

当社との特別の利害関係

なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

加賀美由加里氏は、ランバン・ジャパン㈱及びドーメル・ジャポン㈱の代表取締役社長を歴任し、長年ファッションアパレル企業経営のほか、国際連合世界食糧計画WFP協会顧問の経験など、女性活躍、ダイバーシティ推進をはじめとしたSDGsへの取組等に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の経営に対し適切な助言、提言を行える人材として、適任と判断しております。
なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

略歴、当社における地位及び担当

1994年 3月 司法修習終了
1994年 4月 大阪弁護士会にて弁護士登録
大江橋法律事務所〔現弁護士法人大江橋法律事務所〕入所
2001年 4月 大江橋法律事務所〔現弁護士法人大江橋法律事務所〕パートナー
2002年 8月 弁護士法人大江橋法律事務所社員（現任）
2019年 6月 当社監査役（現任）

所有する当社株式の数
― 株

重要な兼職の状況

弁護士法人大江橋法律事務所 社員、㈱日進製作所グループ（2025年4月1日付で㈱日進製作所より商号変更）
社外監査役、センコー・プライベートリート投資法人 監督役員

当社との特別の利害関係

なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

野上昌樹氏は、弁護士として長年の経験を有し企業法務に精通しており、法令を含む企業全体を客観的視点で見ることができ、リスクマネジメントやコーポレート・ガバナンスなどをはじめ、当社の経営の監視、監督を遂行できる人材として、適任と判断しております。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で、会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。

なお、同氏は現在当社の社外監査役であります。本総会終結の時をもって監査役を辞任いたします。同氏の当社社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。

- (注) 1. 候補者 遠藤泰三、小川誠及び野上昌樹の3氏は新任取締役候補者であります。
2. 候補者 小林宏明、加賀美由加里及び野上昌樹の3氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第29条において、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役候補者 小林宏明及び加賀美由加里の両氏につきましては、当社との間で責任限定契約を締結しており、再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。また、野上昌樹氏の選任が承認可決された場合、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 当社において法令、定款違反その他不当な業務執行が行われた事実については、該当事項はありません。
- (2) 過去5年間に他の会社の取締役、執行役または監査役であって、その在任中に当該他の会社において法令、定款違反その他不当な業務執行が行われた事実については、該当事項はありません。
- (3) 小林宏明及び野上昌樹の両氏は、㈱東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準及び当社が社外役員を選任するための当社からの独立性に関する基準を満たしていることから、同取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。同保険の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役であり、填補対象となる保険事故は、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び訴訟費用等となっております。ただし、故意または重大失に起因する損害賠償請求等については填補されません。なお、保険料は全額当社が負担しております。各候補者が就任した場合は、同保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 野上昌樹氏は辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

また、監査役候補者の選任につきましては、指名諮問委員会の答申を受けたうえで決定しております。

なか じま たか のり
中 嶋 隆 則

1982年7月22日生

新任

社外監査役

独立役員

略歴及び当社における地位

所有する当社株式の数
— 株

2009年12月 司法修習終了

大阪弁護士会にて弁護士登録

北浜法律事務所・外国法共同事業入所

2019年 9月 米国Baker, Donelson, Bearman, Caldwell & Berkowitz, PC (アトランタオフィス) 勤務

2019年11月 米国イリノイ州弁護士登録

2022年 1月 弁護士法人北浜法律事務所パートナー (現任)

重要な兼職の状況

弁護士法人北浜法律事務所 パートナー

当社との特別の利害関係

なし

社外監査役候補者とした理由

中嶋隆則氏は、弁護士として長年の経験を有し企業法務に精通しており、企業経営を統治する十分な見識を有することから、業務適正及び法令遵守における監査を行える人材として、適任と判断しております。また、同氏は過去に直接会社の経営に関与したことがありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。

- (注) 1. 候補者 中嶋隆則氏は、新任監査役候補者であり、また、社外監査役候補者であります。
2. 当社は、監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第37条において、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外監査役候補者 中嶋隆則氏の選任が承認可決された場合、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 過去5年間に他の会社の取締役、執行役または監査役であって、その在任中に当該他の会社において法令、定款違反その他不正な業務執行が行われた事実については、該当事項はありません。
- (2) 中嶋隆則氏の選任が承認可決された場合、(株)東京証券取引所の定める独立役員に指定する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。同保険の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役であり、填補対象となる保険事故は、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び訴訟費用等となっております。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求等については填補されません。なお、保険料は全額当社が負担しております。候補者は、同保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

■ 株主総会後の取締役会のスキルマトリックス（予定）

指名・報酬 諮問委員会	氏 名	企業経営	小売・営業・ マーケティング	人事・ 人材開発	法務 リスクマネジメント コンプライアンス	財務・会計・ 金融	ESG サステナビリティ
	青山 理	●	●				●
	遠藤 泰三	●	●			●	
●	取 小川 誠		●	●	●		
●	締 小林 宏明（社外）	●				●	
	加賀美 由加里（社外）	●	●				●
● 委員長	野上 昌樹（社外）				●		
	大迫 智一			●		●	
	監 大北 貴（社外）					●	
	査 疋田 鏡子（社外）					●	●
	役 中嶋 隆則（社外）				●		

（注）上記は、特に専門性を発揮できる分野及び経験をお示しするものであり、対象者の全ての知見を表すものではありません。

■ 社外役員を選任するための当社からの独立性に関する基準

1. 当社グループにおける勤務経験がないこと。
2. 配偶者または二親等以内の親族に、当社グループにおける勤務経験者がいないこと。
3. 以下のような当社に関係する組織に属したことがないこと。
 - (1) 大株主である組織
 - (2) 主要な銀行、証券会社
 - (3) 主要な監査法人、経営コンサルタント、法律事務所等
 - (4) 仕入先メーカー等当社の主要な取引先
 - (5) 当社が主要な取引先である企業、団体
4. 配偶者または二親等以内の親族に、前項3に掲げる組織等に勤務したことがある者がいないこと。

以 上

事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり緩やかな回復が続くことが期待されます。一方で、継続する物価上昇による消費マインドの低下や、アメリカの政策動向による影響により、景気が下振れるリスクが懸念されております。

このような状況下、当社グループにおきましては、ビジネスウェア事業やフランチャイジー事業が堅調に推移した一方、印刷・メディア事業や雑貨販売事業につきましては、前期を下回る推移となりました。また、前期に計上した法人税等調整額の影響が当期は軽微であったことなどから、当期の当社グループにおける業績は以下のとおりとなりました。

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益
2025年3月期	194,790	12,573	12,628	9,397
2024年3月期	193,687	11,918	12,503	10,089
増減額	1,102	654	124	△691
前期比(%)	100.6	105.5	101.0	93.1

<事業別の業績>

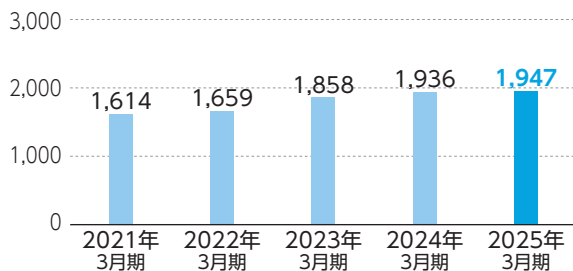
(単位: 百万円)

	売上高				セグメント利益又は損失 (△) (営業利益又は損失 (△))			
	第61期 (当期) 2024年4月1日から 2025年3月31日まで	第60期 (前期) 2023年4月1日から 2024年3月31日まで	増減額	前期比 (%)	第61期 (当期) 2024年4月1日から 2025年3月31日まで	第60期 (前期) 2023年4月1日から 2024年3月31日まで	増減額	前期比 (%)
ビジネスウェア事業	133,109	133,210	△101	99.9	8,927	7,807	1,119	114.3
カード事業	5,265	4,959	305	106.2	1,977	2,026	△48	97.6
印刷・メディア事業	10,956	11,452	△495	95.7	△177	124	△301	—
雑貨販売事業	15,113	15,232	△118	99.2	141	245	△104	57.6
総合リペアサービス事業	14,130	13,362	767	105.7	161	171	△10	94.0
フランチャイズ事業	16,214	15,157	1,056	107.0	1,118	1,090	27	102.5
不動産事業	2,984	3,066	△82	97.3	578	557	21	103.9
その他	1,110	1,489	△378	74.6	△284	△254	△29	—
調整額	△4,094	△4,243	149	—	129	149	△19	86.8
合 計	194,790	193,687	1,102	100.6	12,573	11,918	654	105.5

(注) セグメント別売上高、セグメント利益又は損失(△) (営業利益又は損失(△)) はセグメント間取引相殺消去前の数値であります。

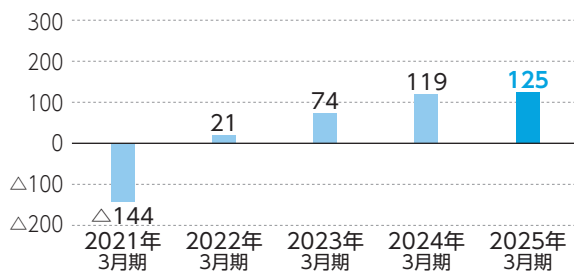
連結売上高

(単位: 億円)



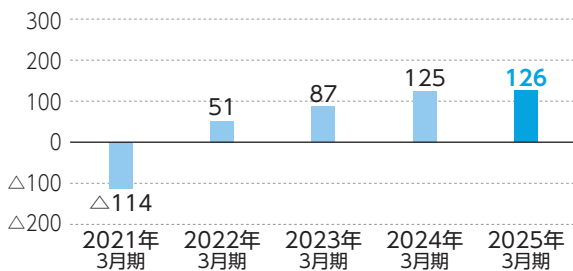
連結営業利益又は営業損失 (△)

(単位: 億円)



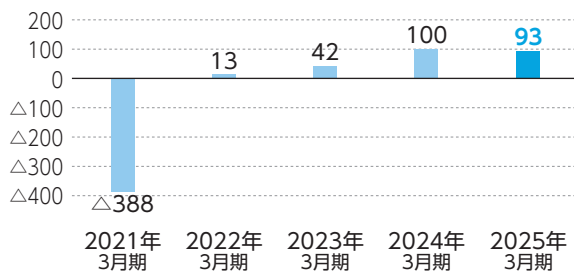
連結経常利益又は経常損失 (△)

(単位: 億円)



親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)

(単位: 億円)



2 事業別の状況

ビジネスウェア事業

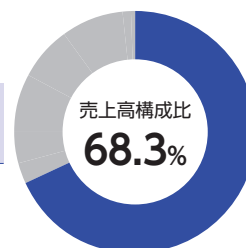
青山商事(株)ビジネスウェア事業、ブルーリバーズ(株)、(株)エム・ディー・エス、(株)栄商、服良(株)、青山洋服商業(上海)有限公司、メルボメンズウェア(株)

当事業の売上高は1,331億9百万円（前期比99.9%）、セグメント利益（営業利益）は89億27百万円（前期比114.3%）となりました。

当事業の中核部門であります青山商事(株)ビジネスウェア事業につきましては、オーダーズーツブランド「Quality Order SHITATE」が堅調に推移したことや、カジュアルスタイルにも使い回し易い機能性セットアップスーツ「ゼロプレッシャースーツ」が浸透し、新たにレディーススタイルを展開するなど、各種施策を実施して参りました。このような取組みの結果、ビジネスウェア事業既存店売上高は前期比99.6%となりました。

なお、メンズスーツの販売着数は1,048千着（前期比89.3%）、平均販売単価は34,076円（前期比107.3%）となりました。

また、セグメント利益につきましては、販促に係る経費を効率的に使用したことなどから前期を上回る結果となりました。



■青山商事(株)
ビジネスウェア事業
商品別売上高

(単位: 百万円)

		前 期	当 期	
		金 額	金 額	比較増減
重衣料	スーツ・スリーピース	37,105	35,508	△1,597
	ジャケット	4,040	4,221	180
	スラックス	4,905	4,944	38
	コート	2,125	2,202	77
	フォーマル	18,035	17,996	△39
	ベスト	1,256	1,238	△17
軽衣料	シャツ・洋品類	21,435	20,584	△850
	カジュアル類	2,703	2,962	258
	その他商品	9,748	11,082	1,333
レディース類		21,952	22,317	364
補正加工賃		3,528	3,396	△132
合 計		126,837	126,454	△382

(注) 1. その他商品は、靴・肌着・雑貨等であります。
2. レディース類には、レディーススーツやレディースフォーマル、レディース洋品類、パンプス等が含まれております。

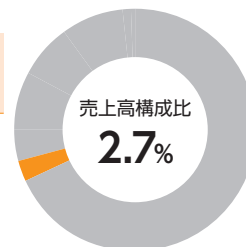
カード事業

(株)青山キャピタル

当事業につきましては、各種キャンペーンの効果もあり、ショッピング取扱高は増加したものの、販促費の増加などにより、売上高は52億65百万円（前期比106.2%）、セグメント利益（営業利益）は19億77百万円（前期比97.6%）となりました。

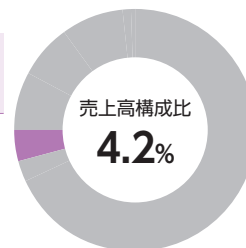
なお、資金につきましては、親会社であります青山商事(株)等からの借入と社債の発行により調達しております。

また、2025年2月末の有効会員数は385万人であります。



印刷・メディア事業 | (株)アスコン

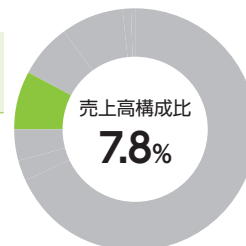
当事業につきましては、印刷・DM売上高及びデバイス関連売上高が減少したことに加え、原価高騰による売上総利益の減少などから、売上高は109億56百万円（前期比95.7%）、セグメント損失（営業損失）は1億77百万円（前期はセグメント利益（営業利益）1億24百万円）となりました。



雑貨販売事業 | (株)青五

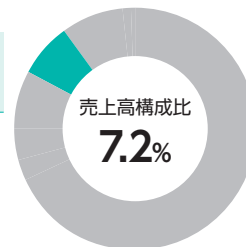
当事業につきましては、既存店売上高は前期を上回った一方、不採算店舗の閉店や、原価高騰の影響などから、売上高は151億13百万円（前期比99.2%）、セグメント利益（営業利益）は1億41百万円（前期比57.6%）となりました。

なお、2025年2月末の店舗数は101店舗であります。



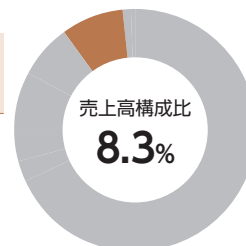
総合リペアサービス事業 | ミニット・アジア・パシフィック(株)

当事業につきましては、海外事業において店舗のFC化を積極的に進めたことや、日本事業ではスーツケースのキャスター交換や傘修理などの新サービスが、主力の靴修理の売上減少をカバーしたことなどから、売上高は141億30百万円（前期比105.7%）、セグメント利益（営業利益）は1億61百万円（前期比94.0%）となりました。



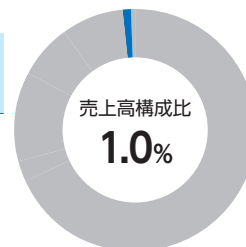
フランチャイジー事業 | (株)glob

当事業につきましては、各業態において既存店売上高が前期を上回り、新規出店も順調に推移したことから、売上高は162億14百万円（前期比107.0%）、セグメント利益（営業利益）は11億18百万円（前期比102.5%）と、過去最高の収益となりました。



不動産事業 | 青山商事(株)不動産事業

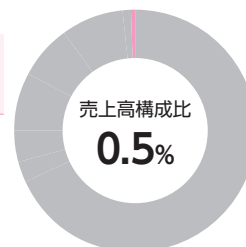
当事業につきましては、売上高は29億84百万円（前期比97.3%）、セグメント利益（営業利益）は5億78百万円（前期比103.9%）となりました。



その他 | (株)WTW、(株)カスタムライフ

その他の事業につきましては、売上高は11億10百万円（前期比74.6%）、セグメント損失（営業損失）は2億84百万円（前期はセグメント損失（営業損失）2億54百万円）となりました。

なお、2025年3月末の「ダブルティー」の店舗数は8店舗であります。



3 設備投資の状況

当連結会計年度における主な事業の設備投資の総額は87億67百万円であります。
事業別の設備投資金額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

事業名	設備投資金額	主な内容
ビジネスウェア事業	3,840	新店舗の出店及び既存店舗の修繕等
カード事業	176	カード業務に係るシステム投資等
印刷・メディア事業	136	生産体制の拡充を図るための投資
雑貨販売事業	123	新店舗の出店及び既存店舗の修繕等
総合リペアサービス事業	3,629	新店舗の出店及び既存店舗の修繕等
フランチャイズ事業	759	新店舗の出店及び既存店舗の修繕等
不動産事業	－	－
その他	101	新店舗の出店及びWEBメディア事業に係るシステム投資等
合計	8,767	

なお、当連結会計年度中において、新たに出店、移転等を行った店舗は以下のとおりであります。

事業名	会社名	業態名	出店	移転・遷	閉店
ビジネスウェア事業	青山商事(株)	洋服の青山	2	2	9
		ザ・スーツカンパニー	4	2	4
		ユニバーサル ランゲージ メジャーズ	0	0	1
	青山洋服商業（上海）有限公司	洋服の青山	1	0	3
	メルボメンズウェア(株)	麻布テーラー	0	1	0
	計		7	5	17
雑貨販売事業	(株)青五	ダイソー	1	0	2
	計		1	0	2
総合リペアサービス事業	ミニット・アジア・パシフィック(株)	ミスター ミニット 日本	17	0	14
		オセアニア（オーストラリア、ニュージーランド）	9	0	7
		その他（シンガポール、マレーシア）	5	0	2
	計		31	0	23
フランチャイズ事業	(株)glob	焼肉きんぐ	2	0	0
		ゆず庵	0	0	0
		セカンドストリート	0	0	0
		エニタイムフィットネス	3	0	0
	計		5	0	0
その他	(株)WTW	ダブルティー	2	0	0
	計		2	0	0

(注) 「ザ・スーツカンパニー」には「スーツスクエア」、「ホワイト ザ・スーツカンパニー」を含んでおります（アウトレット店舗含む）。また、「ユニバーサル ランゲージ メジャーズ」には「ユニバーサル ランゲージ」を含んでおります（アウトレット店舗含む）。

4 資金調達の状況

該当事項はありません。

5 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

6 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

7 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

8 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

9 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	期 別	第58期 (2022年3月期)	第59期 (2023年3月期)	第60期 (2024年3月期)	第61期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上	高	165,961	185,580	193,687	194,790
営 業 利 益	益	2,181	7,473	11,918	12,573
経 常 利 益	益	5,150	8,734	12,503	12,628
親会社株主に帰属する当期純利益		1,350	4,278	10,089	9,397
1株当たり当期純利益		27円12銭	85円86銭	202円38銭	190円32銭
総 資 産	産	322,725	336,244	335,597	318,404
純 資 産	産	164,501	170,029	180,877	181,488

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

3. 第60期より、表示方法の変更を行っており、第59期に係る各数値については、変更の内容を反映させた組替え後の数値となっております。

4. 第61期より、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)等を適用しております。

第58期 新型コロナウイルス感染症の影響が前期と比べ限定的であったことなどから、増収増益となりました。

第59期 行動制限や外出制限につながる規制が緩和され、主にビジネスウェア事業においてオケーション需要が回復したことなどから、増収増益となりました。

第60期 新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行され、社会経済活動の正常化が進んだことなどから、増収増益となりました。

第61期(当連結会計年度)

第61期につきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項 1 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(2) 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	期 別	第58期 (2022年3月期)	第59期 (2023年3月期)	第60期 (2024年3月期)	第61期 (当期) (2025年3月期)
売 上	高	111,680	124,211	129,903	129,439
営 業 利 益	益	361	3,893	7,780	8,826
経 常 利 益	益	3,088	5,290	9,013	9,842
当 期 純 利 益	益	1,868	2,311	7,651	8,452
1株当たり当期純利益		37円51銭	46円38銭	153円46銭	171円18銭
総 資 産	産	232,947	242,498	242,109	234,901
純 資 産	産	143,726	146,190	153,670	152,913

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

3. 第60期より、表示方法の変更を行っており、第59期に係る各数値については、変更の内容を反映させた組替え後の数値となっております。

4. 第61期より、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)等を適用しております。

10 重要な親会社及び子会社の状況 (2025年3月31日現在)

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

(単位：百万円、%)

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
(株)青山キャピタル	5,000	100.0	カード事業
(株)エム・ディー・エス	50	100.0	店舗の企画・設計
(株)栄商	40	100.0	衣料用付属品の販売
ブルーリバース(株)	10	100.0	縫製加工業
青山洋服商業（上海）有限公司	30,000千元	100.0	中国におけるビジネスウェアの販売
服良(株)	90	100.0	スーツ等の製造・販売
上海服良時装有限公司	23,477千元	100.0 (100.0)	スーツ等の製造受託
上海服良国際貿易有限公司	1,156千元	100.0 (100.0)	スーツ等の協力工場の統括
上海服良工貿有限公司	500千元	100.0 (100.0)	スーツ等の販売
PT.FUKURYO INDONESIA	76,840百万ルピア	90.0 (90.0)	スーツ等の製造
メルボメンズウェア(株)	50	100.0	スーツ等の販売
メルボ紳士服工業(株)	90	100.0 (100.0)	スーツ等の製造受託
(株)glob	10	100.0	フランチャイジー事業
ミニット・アジア・パシフィック(株)	100	100.0	靴修理等サービスの提供
Minit Oceania and S.E.A. Pte.Ltd.	51,327千SG\$	100.0 (100.0)	オセアニア、東南アジアの「ミスターミニット」の地域統括
Minit Australia Pty Limited	11,369千AS\$	100.0 (100.0)	オーストラリアの消費者への靴修理等サービスの提供
Minit New Zealand Limited	50千NZ\$	100.0 (100.0)	ニュージーランドの消費者への靴修理等サービスの提供
Mister Minit (Singapore) Pte.Ltd.	4,476千SG\$	100.0 (100.0)	東南アジア諸国の消費者への靴修理等サービスの提供
(株)カスタムライフ	6	100.0	Webメディア事業
(株)W T W	10	80.0	雑貨・インテリア等の販売
(株)アスコン	720	56.1	印刷・メディア事業
(株)青五	200	40.0 [25.0]	雑貨販売事業

(注) 1. 当社の出資比率の () 書は、間接所有割合で内数を記載しております。

2. 当社の出資比率の [] 書は、緊密な者等の所有割合で外数を記載しております。

11 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、当社、連結子会社23社及び非連結子会社8社により構成され、ビジネスウェア事業、カード事業、印刷・メディア事業、雑貨販売事業、総合リペアサービス事業、フランチャイジー事業及び不動産事業の7事業の他、Webメディア事業等を行っております。

ビジネスウェア事業



青山商事(株)ビジネスウェア事業は、国内一般消費者に対しメンズやレディースのビジネスウェア及び関連洋品の販売を行っており、ブルーリバーズ(株)には、既製服の補正加工を委託しております。また、(株)エム・ディー・エスは店内外演出物の企画を、(株)栄商はハンガー・テラーバッグといった販売消耗品及び景品の企画を行っております。服良(株)は、メンズスーツ等を中国子会社である上海服良時装有限公司、上海服良国際貿易有限公司及び上海服良工貿有限公司、インドネシア子会社であるPT.FUKURYO INDONESIAに発注し、青山商事(株)等へ供給しております。青山洋服商業(上海)有限公司は、中国の一般消費者に対しメンズのビジネスウェア及び関連洋品の販売を行っております。メルポメンズウェア(株)は、国内一般消費者に対しメンズのビジネスウェア及び関連洋品の販売を行っております。

カード事業



(株)青山キャピタルが、主にクレジットカード事業を行っております。

印刷・メディア事業



(株)アスコンが、全国の流通小売業を中心顧客に、販促支援企業として多様なサービスを提供しております。

雑貨販売事業



(株)青五が、(株)大創産業と販売代理店契約を締結し、100円ショップ「ダイソー」を展開しております。

総合リペアサービス事業



ミニット・アジア・パシフィック(株)が、日本、オーストラリア及びニュージーランドを中心としたアジア太平洋地域において、「ミスターミニット」の統一ブランドのもと、消費者に向けた靴修理、鍵複製などの各種サービスを行っております。

フランチャイジー事業



(株)globが、(株)物語コーポレーションが運営する「焼肉きんぐ」及び「ゆず庵」、(株)ゲオが運営する「セカンドストリート」、並びに(株)Fast Fitness Japanが運営する「エニタイムフィットネス」のFC店舗を展開しております。

不動産事業

青山商事(株)不動産事業は、所有不動産及び賃貸借不動産の総合管理、転貸借に関する事業を行っております。

その他

(株)WTWは、雑貨・インテリアを取扱う「WTW」を展開しております。(株)カスタムライフは、Webメディア事業を展開しております。

12 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末
6,561名 (3,713名)	6,636名 (4,253名)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 従業員数欄の()は、臨時従業員の期末における8時間換算による雇用人員であり、外数で記載しております。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,929名	92名増	37.9歳	14.4年

13 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
(株)三井住友銀行	23,800
(株)みずほ銀行	21,825
(株)もみじ銀行	13,000

14 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

15 対処すべき課題

わが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり緩やかな回復が続くことが期待されます。一方で、継続する物価上昇による消費マインドの低下や、アメリカの政策動向による影響により、景気が下振れるリスクが懸念されております。

当社グループの中核事業であるビジネスウェア事業を取り巻く事業環境は、生産年齢人口の減少や、さらなるオフィスウェアのカジュアル化を背景に、スーツ市場の縮小に加え、デジタル化など大きな社会構造変化への対応が必要と認識しております。このような経営環境の中、2027年3月期を最終年度とする中期経営計画の達成に向けて、OMO推進、DX推進、人的資本経営の推進を図ることで、5つの基本戦略を実行して参ります。

計画の最終年度である2027年3月期には、連結売上高2,100億円、連結営業利益170億円、親会社株主に帰属する当期純利益126億円、及び自己資本利益率（ROE）6.6%を達成する計画であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

<2025年3月期～2027年3月期中期経営計画の基本戦略>

1. ビジネスウェア事業 既存店の収益力の維持・向上
 - (1) オーダー商品・サービスの拡充
 - (2) 既製商品在庫の効率的な圧縮
 - (3) 店頭在庫の効率化・価格改定による売上総利益率の改善
 - (4) 商品・サービス提案の強化及び店舗業務効率の改善に向けたリニューアル投資
 - (5) EC強化継続、デジタルマーケティング・OMO戦略の深化
2. ビジネスウェア事業 新規出店によるシェア拡大
 - (1) 新フォーマット及び低投資モデルによる出店
 - (2) 不採算店舗の「ビルド&スクラップ」
3. 利益重視経営の推進
既存店への投資、新規出店、人材獲得・育成、DX、基幹システムのリプレイス及び物流インフラの整備等の経営基盤強化投資を優先した上で、本部経費を削減・抑制
4. グループガバナンスの強化
 - (1) 事業ポートフォリオ経営の推進
 - (2) 持続的成長を目指した既存事業投資の拡大
 - (3) 新規事業の開発・育成及びM&A探求
5. サステナビリティへの取組み
 - (1) ESG経営の深化
 - (2) 気候変動対応、人権経営、サプライチェーンマネジメント、人的資本経営及びダイバーシティ&インクルージョンへの取組

<資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について>

2024年11月12日に公表した資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について、企業価値向上に向けた取組方針を刷新いたしました。

刷新内容として、配当方針の変更、機動的な自己株取得を行うとともに、抜本的な組織体制の刷新を順次進めて参りました。

PBR 1 倍以上を目指すには、株主還元だけでは成し得ず、業績成長が必須であり、デジタル化やカジュアル化などの大きな社会構造変化への対応を圧倒的なスピード感を持って実行し、さらなる企業価値向上と持続的成長の実現を図って参ります。

サマリー



PBR0.4倍は危機的水準と取締役会で認識

**PBR1倍を目指すには株主還元だけでは成し得ず、当社の業績成長が必須
ビジネスウェア事業の変革と挑戦を従来にないスピードで進める覚悟**

本中期経営計画期間中に以下を決定

■ 成長戦略

- ・ビジネスウェア事業の変革と挑戦で成長を目指し、中期経営計画5つの基本戦略を遂行
- ・ビジネスウェア事業の以下戦略の進捗が遅れている
既存店の収益力の維持・向上
新規出店によるシェア拡大

■ 株主還元

- ・PBR1倍水準時に、配当利回り3~3.5%を維持できる水準を目指し、DPS110~130円程度のレンジが最低限必要と協議
(現状株価で配当利回り8%強に該当)
- ・資産・資本効率の改善も必要

- ・新たな成長戦略の追加策定
- ・抜本的な組織体制の刷新を順次進める

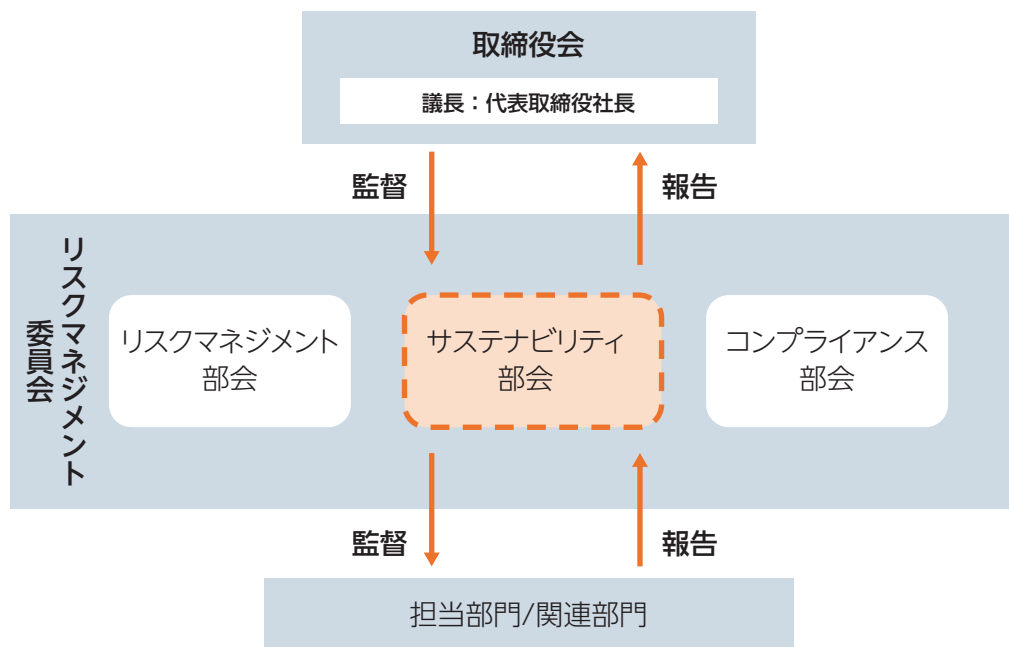
- ・連結配当性向70% or DOE3%
いずれか高い方を採用
- ・機動的な自己株取得(最大100億円)

＜サステナビリティ方針＞

当社は、「持続的な成長をもとに、生活者への小売・サービスを通じてさらなる社会への貢献を目指す」というグループ経営理念のもと、青山マインド「働く人のために働こう」を基本軸とした「使命と行動原則」に基づき、お客さまを始めとしたすべてのステークホルダーとともに、社会との共通価値を創造し、持続可能な社会の実現を目指して参ります。

当社におけるサステナビリティ推進は、2023年4月に設置されたサステナビリティ部会を中心に行っています。本部会は、リスクマネジメント委員会内に設置された部会の一つであり、全社横断的なESG・サステナビリティ経営の推進と企業価値の向上を目的としています。

■ ESG・サステナビリティ推進体制



＜青山商事グループのマテリアリティ＞

青山商事グループは、国際的なサステナビリティ情報開示の流れに適合した情報開示を行うこと、及び、経営とサステナビリティの統合を進め、中期経営計画と一体となったサステナビリティ活動の推進に繋げることを目的に、2025年3月期にサステナビリティに関わる影響評価を実施した上で、マテリアリティ（重要課題）を特定しました。

■青山商事グループのマテリアリティ

マテリアリティ（重要課題）		関連するSDGs					
スマート/サステナブル消費への対応	環境、社会に配慮した商品・事業	12 つくる責任 つかう責任	15 陸の豊かさも 守ろう				
	事業変革と収益力の向上						
適正な労働慣行と人権の尊重	人権経営の推進	3 すべての人に 健康と福祉を	8 働きがいも 経済成長も	10 人や国の不平等 をなくそう			
キャリア育成とモチベーションの向上	人的資本経営、ダイバーシティ&インクルージョンの推進	4 質の高い教育を みんなに	5 ジェンダー平等を 実現しよう	8 働きがいも 経済成長も			
サプライチェーンの人権尊重	人権デューデリジエンスの推進	1 貧困を なくそう	3 すべての人に 健康と福祉を	4 質の高い教育を みんなに	5 ジェンダー平等を 実現しよう	8 働きがいも 経済成長も	10 人や国の不平等 をなくそう
	サプライチェーンマネジメントの強化						12 つくる責任 つかう責任
脱炭素社会と循環型社会への適応	2050年カーボンニュートラル宣言への取り組み	3 すべての人に 健康と福祉を	4 質の高い教育を みんなに	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	11 住み続けられる まちづくりを	17 パートナリシップで 目標を達成しよう	
	ネイチャーポジティブに向けた取り組み						
地域コミュニティとの共生	事業を通じた地域活性化への貢献	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう
	災害支援、地域支援						
経営のレジリエンス向上	グループガバナンスの強化	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナリシップで 目標を達成しよう				
	サステナビリティへの取り組み						

＜マテリアリティ（重要課題）に関する主な施策及び指標・目標＞

マテリアリティ（重要課題）		主な施策	指標・目標
脱炭素社会と循環型社会への適応      	2050年カーボンニュートラル宣言への取組み	・省エネ推進、再生可能エネルギー導入拡大	・CO2排出量削減 [長期目標] 2050年 カーボンニュートラル宣言（単体 Scope1+2） / 2050年 再生可能エネルギー導入率100% [中期目標] 2030年 CO2排出量66%削減（2013年度対比） / 2030年 再生可能エネルギー導入率 66% [3ヶ年目標] 2026年 CO2排出量59%削減（2013年度対比） / 2026年 再生可能エネルギー導入率18%以上 ・CDP評価 ・グリーン購入比率 ・非化石証書導入率
	ネイチャーポジティブに向けた取組み	・汚染防止 ・資源利用、廃棄物の削減 ・動物福祉	・製品の環境配慮に関する認証 ・製品のリサイクル率
適正な労働慣行と人権の尊重   	人権経営の推進	・ハラスメントの防止 ・適正な雇用 ・従業員のインセンティブの向上 ・労働安全衛生	・内部通報・相談件数 ・従業員エンゲージメント調査
キャリア育成とモチベーションの向上   	人的資本経営、ダイバーシティ&インクルージョンの推進	・仕事、育児、介護の両立支援 ・多様性への対応 ・従業員エンゲージメントの向上	・女性管理職比率12.5%以上（2026年度迄） ・男性育児休業取得率60%以上（2026年度迄） ・従業員エンゲージメント調査
サプライチェーンの人権尊重       	人権デューディリジェンスの推進	・サプライチェーンへの人権デューディリジェンスの展開	・人権インパクトアセスメントの実施（カントリーリスクが高い生産国で年1回工場実施）
	サプライチェーンマネジメントの強化	・Sedex登録の推進と透明性確保 ・人権、労働安全衛生、環境対応	・Sedex登録工場32工場以上（2026年度迄） ・Sedex登録工場を通じた調達数割合 33%以上/調達金額割合 62%以上（2026年度迄）

※ 環境及び人権に係る指標・目標一部抜粋

■社外からの認定・評価



CDPスコア「A-」



MSCI日本株ESG
セレクト・リーダーズ
指数 選定・スコア「AA」



FTSE Blossom
Japan Sector
Relative Index

FTSE Blossom Japan
Sector Relative Index
選定



Sompo Sustainability
Index 選定



プラチナ くるみん
認定



えるぼし (2段階目)
認定



健康経営優良法人
認定



PRIDE指標「ブロンズ」
認定

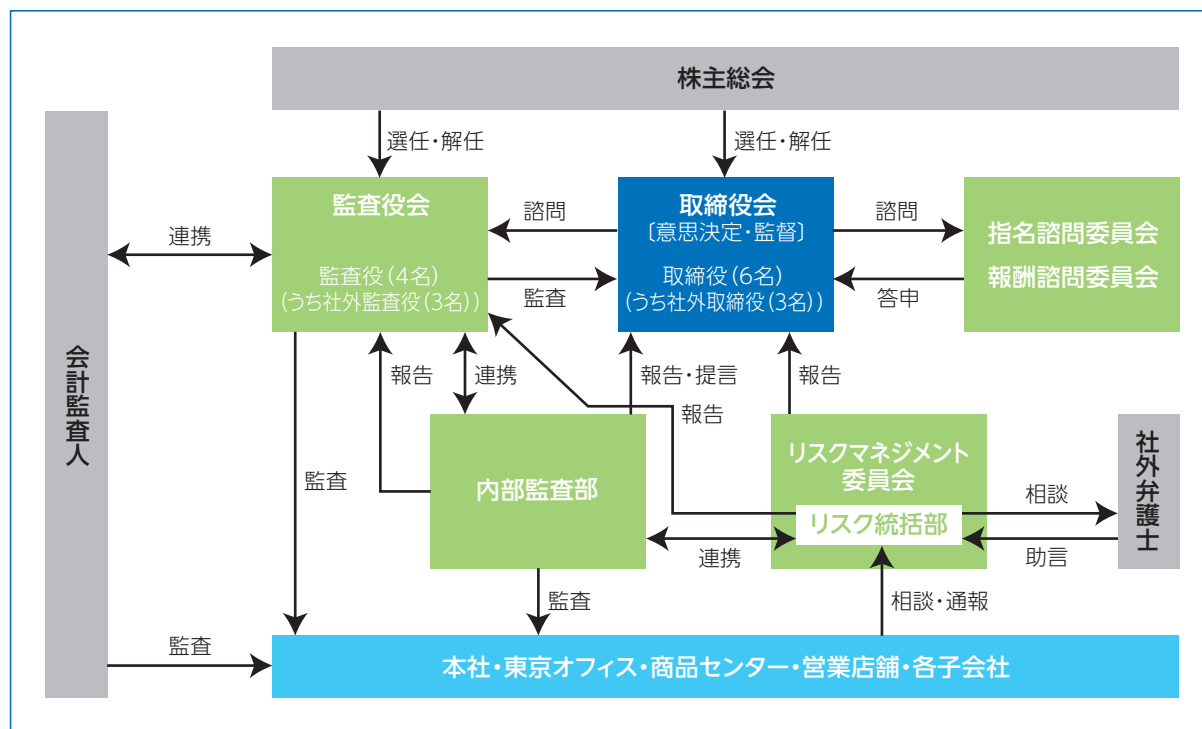
2. コーポレート・ガバナンスに対する考え方及び体制

1 コーポレート・ガバナンスの考え方・基本方針

当社は、企業倫理の重要性を認識し、かつ経営の健全性向上を図り、株主価値を重視した経営を展開すべきと考えております。また、企業競争力強化の観点から経営判断の迅速化を図ると同時に、持続的な企業価値向上を実現するために、意思決定及び業務執行並びにそれらの監督を適正に行える体制を構築し、経営の適法性、効率性及び透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に主眼を置いた経営を目標にしております。

2 コーポレート・ガバナンスの体制と運営（2025年3月31日現在）

当社の業務執行の体制と内部統制システムの概要は下図のとおりであります。



3 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会における決定内容の概要及び当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

内部統制システム構築の基本方針

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の社会的責任及び企業倫理を遵守すべく、取締役及び執行役員、従業員が法令及び社会通念等を遵守した行動を取るための行動規範として、「コンプライアンス規程」及びマニュアルを制定し周知徹底させる。
- ② 社長を委員長とするリスクマネジメント委員会内にコンプライアンス部会を設置し、企業活動における法令遵守、コンプライアンスに係る諸問題に対応する。
- ③ 取締役及び執行役員、従業員が、企業倫理もしくは法令遵守上疑義ある行為等について、情報提供を行う手段としてグループ内に内部通報制度を設け、不正行為等の早期発見、是正に努める。
- ④ 内部監査部門として、社長直轄の内部監査部が内部監査を実施する。
- ⑤ 当社は、暴力団排除条例に基づき、市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断するとともに、それらの活動を助長及び経済的利益を含む一切の利益を供与することに加担しない。万一、反社会的勢力及び団体から直接、間接を問わず不当な要求を受けた場合は、弁護士や警察と連携し毅然とした対応を行う。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る報告等は、社内規則「文書管理規程」に基づき、担当部署が保存及び管理するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業活動全般にわたり生じる様々なリスクのうち、経営戦略上のリスクについては、事前に関連部門においてリスクの分析やその対応策の検討を行い、必要に応じて役員会、取締役会において審議する。
- ② 業務運営上のリスクについては、リスクの洗出しを行い、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針と対策の決定、実行、モニタリングを行い、適切にリスク管理を行う。個人情報に関しては、情報セキュリティ推進室及び個人情報管理室を設置するとともに情報セキュリティ基本方針及び個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を制定し、個人情報管理責任者を設け、マニュアルの更新、社内教育の徹底とともに情報システムを含めた社内管理体制を強化する。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速な対応を行い、損失を最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営と執行の分離を進めるために執行役員制度を導入し、執行役員には責任と権限を大幅に委譲することで、迅速な意思決定と業務執行を行う。
- ② 取締役会は、法令、定款に定められた事項及び経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うことを目的に原則月2回開催する。
- ③ 取締役会は、中期経営計画及び年度計画を定め、当社として達成すべき目標を明確化するとともに、各執行役員の所管する部門ごとに業績目標を明確化し、その進捗を取締役会等で、定期的に報告させ、執行役員の業務執行を監督する。
- ④ 業務執行に関する重要事項及び取締役会の付議事項の審議機関として、取締役及び常勤監査役等で構成する役員会を原則毎週1回開催し、各部門の業務執行、予算執行の適正化並びに意思決定の迅速化を図る。
- ⑤ 「職務分掌権限規程」に基づき、効率的な業務執行を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を重んじつつ、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制、並びに損失の危機の管理体制を確保するため、取締役もしくは監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社と事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行う。
- ② 当社は、「グループ会社管理規程」に基づき、子会社の経営上の重要事項について、審議するものとする。また、子会社の業務執行状況、財務状況等について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- ③ リスクマネジメント委員会内のコンプライアンス部会に、各子会社のメンバーが参加し、グループ内の業務活動が適正かつ効率的に行われているかチェックする。
- ④ 内部監査部門は、各子会社の業務の状況について、定期的に監査を行う。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務を補助すべき従業員を置くものとする。従業員の人数、人選等については、監査役と取締役が協議するものとする。
- ② 当該従業員の人事異動等に関しては、監査役の事前の同意を得るものとする。

(7) 当社及び子会社の取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役及び執行役員、従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生、もしくは発生するおそれがあるとき、または、取締役及び執行役員、従業員による違法もしくは不正な行為を発見したときは、速やかに監査役に報告を行う。また、その他の重要な事項について、りん議書もしくは報告書を常勤監査役へ回付する。
- ② 監査役は、原則、役員会やリスクマネジメント委員会等の会議に出席し、業務の執行状況等について、当社の取締役及び従業員より、報告を受けるものとする。
- ③ 子会社の取締役及び執行役員、従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生、もしくは発生するおそれがあるとき、または、子会社の取締役及び執行役員、従業員による違法もしくは不正な行為を発見したときは、速やかに当該主管部門に報告を行う。当該主管部門は、その内容を当社の監査役に報告する。
- ④ 監査役は、当社の監査部門の監査報告会等に出席し、子会社におけるリスク管理状況等について報告を受ける。
- ⑤ 監査役は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明または関係資料の提出を当社及び子会社の取締役及び従業員に求めることができる。

(8) 上記（7）の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社において、監査役への上記（7）の報告を行った当社グループの取締役及び執行役員、従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び執行役員、従業員に周知徹底する。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、担当部門において必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ② 当社は、監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役の監査機能の向上のために、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を確保する。
- ② 取締役は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- ③ 監査役は、取締役の職務執行の監査及び監査体制の整備のため、代表取締役と定期的に会合をもち、意見交換をする。
- ④ 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と情報・意見交換等を行うための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図る。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社内規則の周知徹底や社内研修による教育を実施するとともに、リスクマネジメント委員会内のコンプライアンス部会の活動を通じて、当社及び子会社から成る企業集団のコンプライアンス意識の浸透に努めるほか、グループ内に内部通報制度を設け、不適切な事象の早期発見、早期是正に取組んでいる。また、内部監査部による内部監査体制の強化を図っている。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録は、取締役会開催ごとに作成され、取締役会事務局に保存されている。また、リწ議書についても、「文書管理規程」に基づき、各担当部署に保存されている。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営戦略上のリスクについては、その重要性に応じて、取締役会及び役員会にて審議を行い、案件に応じて都度、必要なリスクへの手当てを講じている。また、当社及び子会社から成る企業集団において中長期的に事業活動に大きな影響を与える可能性のあるリスクについては、リスクマネジメント委員会内のリスクマネジメント部会において協議・選出し、取締役会で審議している。

業務管理上のリスクについては、リスクの未然防止、極小化のためにリスクマネジメントプログラムを策定し、適切にリスク管理を行っている。

企業集団のリスクを総括的に管理すべく、リスクの可視化及び組織体制、各規程の整備等を行い、さらなるリスク管理体制の高度化を図っている。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会、役員会は月次業績のレビューと改善策の実施を行うとともに、目的に沿って円滑に運営している。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

リスク統括部により、当社及び子会社から成る企業集団のリスク管理体制作りを進めており、潜在リスクの把握と対策に努めている。また、内部監査部による内部監査体制の強化を図り、企業集団の業務状況について、定期的に監査を行うとともに、監査結果については、取締役会に定期的に報告している。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の要求する適切な能力、知見を有する内部監査部の担当者が、監査役の補佐にあたっている。

(7) 当社及び子会社の取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

グループ内に内部通報制度の周知を図り、当社及び子会社から成る企業集団に重大な損失を与える事項が発生、もしくは発生するおそれがあるときは、速やかに監査役に報告する体制、並びにリスク統括部及び内部監査部から、企業集団のリスク管理状況について定期的な報告を受ける体制を構築、運用している。また、監査役は、役員会やリスクマネジメント委員会等の会議に出席し、業務の執行状況等についての報告を受け、適宜、積極的な発言が行われている。

(8) 上記(7)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」に則り、当該報告を行ったことを理由とした当該報告者に対する不利な取扱いを禁止している旨を周知徹底している。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役監査基準に従い、監査の実効性を確保するために、監査役の職務の執行上必要と見込まれる費用について、予め予算計上している。

緊急または臨時に発生した費用についても、必要と認められた場合速やかに当該費用を処理している。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の独立性基準に基づき、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を確保しており、また、各部門は監査役による往査に協力し、会計監査人や内部監査部も監査役に適宜報告するなど、監査役と連携することにより、監査役往査の実効性向上に努めている。

3. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	174,641,100株
(2) 発行済株式の総数	50,394,016株
(3) 1単元の株式の数	100株
(4) 株主数	32,463名 (前期末比 8,275名増)
(5) 大株主	

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	6,812	13.92
(株)H K	3,818	7.80
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	2,586	5.29
青山 理	1,526	3.12
星野商事(株)	1,001	2.05
(有)青山物産	1,000	2.04
青山商事(株) 社員持株会	700	1.43
(株)三井住友銀行	600	1.23
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	591	1.21
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	581	1.19

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。
3. 当社は、自己株式1,461,280株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるとともに、信託スキームと譲渡制限付株式スキームで得られるメリットを活用することを目的とし、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式を割り当てる、株式報酬制度「株式給付信託 (BBT-RS)」を導入しております。

当事業年度においては、取締役3名（社外取締役除く。）に対し、13,448株交付しております。

(7) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社の新株予約権等に関する事項

1 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

2 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

3 当事業年度中に従業員等に対し職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位及び担当	氏 名			重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	あおやま 青山	おさむ 理		(有)青山物産 代表取締役 (株)青山キャピタル 取締役会長 (株)青五 取締役 (株)エム・ディー・エス 取締役 (株)栄商 取締役 (株)glob 取締役
取締役 (専務執行役員)	おかの 岡野	しんじ 真二		メルボメンズウェア(株) 代表取締役社長 メルボ紳士服工業(株) 代表取締役社長
取締役 (専務執行役員)	やまね 山根	こういち 康一		(株)エム・ディー・エス 取締役 (株)栄商 監査役 ミニット・アジア・パシフィック(株) 監査役 (株)カスタムライフ 監査役 (株)WTW 監査役
取締役	こばやし 小林	ひろあき 宏明		日東製網(株) 代表取締役 日本ターニング(株) 代表取締役 ダイキョーニシカワ(株) 社外取締役
取締役	わたなべ 渡邊	とおる 徹		弁護士 弁護士法人北浜法律事務所 代表社員 粧美堂(株) 社外取締役（監査等委員） オーウエル(株) 社外取締役（監査等委員） メルボメンズウェア(株) 監査役
取締役	かがみ 加賀美	ゆかり 由加里		(株)KACOオフィス 代表取締役
常任監査役 (常勤)	おおさこ 大迫	ともかず 智一		(株)青山キャピタル 監査役 (株)アスコン 監査役
監査役	のがみ 野上	まさき 昌樹		弁護士 弁護士法人大江橋法律事務所 社員 (株)日進製作所 社外監査役 センコー・プライベートリート投資法人 監督役員
監査役	おおきた 大北	たかし 貴		税理士 (株)オカベ 社外監査役
監査役	ひきた 足田	きょうこ 鏡子		公認会計士 足田公認会計士事務所 所長 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教授 フルサト・マルカホールディングス(株) 社外取締役（監査等委員） 日本公認会計士協会 理事 (株)PALTAC 社外監査役

- (注) 1. 取締役 小林 宏明、渡邊 徹及び加賀美 由加里的3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、小林 宏明及び渡邊 徹の両氏は(株)東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
2. 取締役 小林 宏明氏は、経営者として豊富な経験と幅広い知見を有しており、また、製造業を中心とする会社を経営されているため、当社と異なった視点から経営の監視、監督を遂行できる十分な見識を有するものであります。
3. 取締役 渡邊 徹氏は、弁護士として企業法務に精通しており、企業経営を統治する十分な見識を有するものであります。
4. 取締役 加賀美 由加里氏は、長年ファッションアパレル企業経営のほか、女性活躍、ダイバーシティ推進をはじめとしたSDGsへの取組等に関する豊富な経験と幅広い知見を有するものであります。
5. 監査役 野上 昌樹、大北 貴及び疋田 鏡子の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であるとともに、(株)東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
6. 監査役 野上 昌樹氏は、弁護士として長年の経験を有し企業法務に精通しており、企業経営を統治する十分な見識を有するものであります。
7. 監査役 大北 貴氏は、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役 疋田 鏡子氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。同保険の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役であり、填補対象となる保険事故は、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び訴訟費用等となっております。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求等については填補されません。なお、保険料は全額当社が負担しております。
10. 当社は、2005年6月29日より執行役員制度を導入しております。
2025年3月31日現在の取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

会社における地位	氏 名	担 当
執 行 役 員 副 社 長	まつかわ よしゆき 松 川 修 之	
常 務 執 行 役 員	ふる古 市 誉 富	(株)glob 代表取締役社長
執 行 役 員	ちば ただお 千 葉 直 郎	開発本部長
執 行 役 員	やまもと たつ のり 山 本 龍 典	商品本部長
執 行 役 員	えん どう たい ぞう 遠 藤 泰 三	管理本部長
執 行 役 員	せ の ぐち たかし 瀬 之 口 隆	総務部長
執 行 役 員	た なか ゆう じ 田 中 祐 仁	リスク統括部長
執 行 役 員	こう の かつ ひこ 河 野 克 彦	TSC事業本部長
執 行 役 員	おく しま けん じ 奥 島 賢 二	管理副本部長兼人事部長
執 行 役 員	た だ とも ふみ 多 田 智 文	(株)glob 取締役
執 行 役 員	しん たく こう じ 真 宅 功 治	営業本部長
執 行 役 員	お がわ まこと 小 川 誠	総合企画部部长兼関連事業室長
執 行 役 員	みや まえ しょう ご 宮 前 昭 吾	ミニット・アジア・パシフィック(株) 代表取締役社長

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めており、その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

① 基本方針

当社は、取締役の報酬制度をコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、下記の報酬方針に基づき設定・運用するものいたします。

【報酬方針】

- 業績向上を図り、継続的な企業価値向上につながる報酬制度であること。
- 株主と利害を共有できる報酬制度であること。
- 報酬の決定プロセスが客観的で透明性の高い報酬制度であること。
- 個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責に加えて世間水準及び当社の業績・財務状況を踏まえた適正な水準とすること。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役並びに監査役については基本報酬のみとする。

② 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月額の固定報酬とし、役位、職責、当社の財務状況等を総合的に勘案して決定するものいたします。

③ 業績連動報酬並びに非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合い、連結営業利益の対前年度比成長率、連結当期純利益の目標値に対する達成度合い、及び個人評価に応じて算出された額を業績報酬として、12で除した額を毎月支給いたします。

目標となる業績指標とその値は適宜、環境の変化に応じて報酬諮問委員会の答申を踏まえて見直しを行うものいたします。

非金銭報酬は、株式給付信託（BBT-RS）を用いた株式報酬であります。

④ 基本報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額（全体）に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、同業他社をはじめ世間の状況を参考にしながら、報酬諮問委員会において審議を行います。取締役会は、報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、インセンティブが適切に機能する報酬割合を決定することといたします。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬：非金銭報酬＝63：27：10といたします（目標を100％達成の場合）。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

定時株主総会終了後の報酬諮問委員会にて審議を行い、当該委員会の答申を受けた取締役会にて審議し、取締役の報酬総額を決定するとともに、個人別の報酬額について代表取締役社長に一任することを決定いたします。代表取締役社長は一任決議を受け、個人別の基本報酬の額、業績報酬の額、株式報酬の交付株式数を決定いたします。

当社は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長 青山 理が取締役の個人別の報酬額を決定しております。これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境や経営状況等を当社において最も熟知し、総合的に報酬額を決定できると判断したためであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の支給限度額は、2006年6月29日開催の第42回定時株主総会において、年額6億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。

監査役の支給限度額は、1993年6月29日開催の第29回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

取締役及び監査役の退職慰労金については、2006年6月29日開催の第42回定時株主総会にて制度を廃止しております。

2021年6月29日開催の第57回定時株主総会において、上記取締役の支給限度額の範囲内で当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として、金銭報酬債権を付与することを決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）です。

2024年6月27日開催の第60回定時株主総会において、上記取締役の支給限度額の範囲とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、1事業年度当たり120,000ポイント（1ポイント当たり当社株式1株に換算）を上限として付与する株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS）」を導入することを決議いただいております。なお、当該株式報酬制度の導入により、上記譲渡制限付株式報酬制度を廃止しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役3名）です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（うち社外取締役）	176 (29)	126 (29)	31 (―)	19 (―)	6 (3)
監査役（うち社外監査役）	39 (19)	39 (19)	― (―)	― (―)	5 (4)

- (注) 1. 業績連動報酬の内容は、(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりであります。なお、前連結会計年度の連結営業利益は119億18百万円、連結当期純利益は100億89百万円、当連結会計年度は連結営業利益125億73百万円、連結当期純利益は93億97百万円であります。
2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬及び株式給付信託（BBT-RS）を用いた株式報酬として、当事業年度に費用計上した額であります。当該株式の交付状況は、3.会社の株式に関する事項（6）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりであります。
3. 当事業年度末現在の人員は、取締役6名（うち社外取締役3名）、監査役4名（うち社外監査役3名）であります。上記の員数には、2024年6月27日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。

4 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

役 職	氏 名	兼職内容	当該他の法人等との関係
社外取締役	小 林 宏 明	日東製網(株) 代表取締役	当社と日東製網(株)、日本ターニング(株)及びダイキョーニシカワ(株)との間に重要な取引、その他の関係はありません。
		日本ターニング(株) 代表取締役	
		ダイキョーニシカワ(株) 社外取締役	
社外取締役	渡 邊 徹	弁護士法人北浜法律事務所 代表社員	当社と弁護士法人北浜法律事務所、粧美堂(株)及びオーウエル(株)との間に重要な取引、その他の関係はありません。
		粧美堂(株) 社外取締役 (監査等委員)	
		オーウエル(株) 社外取締役 (監査等委員)	
		メルボメンズウェア(株) 監査役	
社外取締役	加賀美 由加里	(株)KACOオフィス 代表取締役	当社と(株)KACOオフィスとの間に重要な取引、その他の関係はありません。
社外監査役	野 上 昌 樹	弁護士法人大江橋法律事務所 社員	当社と弁護士法人大江橋法律事務所、(株)日進製作所及びセンコー・プライベートリート投資法人との間に重要な取引、その他の関係はありません。
		(株)日進製作所 社外監査役	
		センコー・プライベートリート投資法人 監督役員	
社外監査役	大 北 貴	(株)オカベ 社外監査役	当社と(株)オカベとの間に重要な取引、その他の関係はありません。
社外監査役	疋 田 鏡 子	疋田公認会計士事務所 所長	当社と疋田公認会計士事務所、関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科、フルサト・マルカホールディングス(株)、日本公認会計士協会及び(株)PALTACとの間に重要な取引、その他の関係はありません。
		関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教授	
		フルサト・マルカホールディングス(株) 社外取締役 (監査等委員)	
		日本公認会計士協会 理事	
		(株)PALTAC 社外監査役	

(2) 当社または特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 事業年度における主な活動状況

役 職	氏 名	取締役会出席状況 監査役会出席状況		主な活動状況
社外取締役	小 林 宏 明	24回中24回	—	取締役会において、主に経営者としての豊富な経験と幅広い知見から適宜発言を行っております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員を務めております。
社外取締役	渡 邊 徹	24回中24回	—	取締役会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員長を務めております。
社外取締役	加賀美 由加里	24回中23回	—	取締役会において、長年ファッションアパレル企業経営のほか、女性活躍、ダイバーシティ推進をはじめとしたSDGsへの取組等に関する豊富な経験と幅広い知見から適宜発言を行っております。
社外監査役	野 上 昌 樹	24回中23回	12回中12回	取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	大 北 貴	24回中24回	12回中12回	取締役会及び監査役会において、主に税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	疋 田 鏡 子	19回中19回	9回中9回	取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(注) 社外監査役疋田 鏡子氏につきましては、2024年6月27日就任後の状況を記載しております。

6. 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

2 会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 79百万円

(2) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 111百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会の公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、経営執行部門及び会計監査人から必要書類を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の職務執行状況、監査計画の内容、報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と有限責任 あずさ監査法人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分不能であるため上記(1)の金額についてはこれらの合計額をそのまま記載しております。
3. 当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

3 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、新システム導入に係る助言・指導に対する対価を支払っております。

4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、監査体制、品質管理体制が整備されていないと認められる場合など、会計監査人の職務の執行に支障があると認められるときは、当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	第61期 (2025年3月31日現在)	(ご参考) 第60期 (2024年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	193,876	207,090
現金及び預金	71,384	82,552
受取手形	58	91
売掛金	17,279	18,107
有価証券	2,000	1,800
棚卸資産	46,023	48,952
営業貸付金	53,471	53,219
その他	3,866	2,540
貸倒引当金	△208	△173
固定資産	124,515	128,475
有形固定資産	82,943	83,813
建物及び構築物	32,278	32,563
機械装置及び運搬具	962	988
土地	40,821	40,845
リース資産	5,712	6,434
建設仮勘定	183	97
その他	2,984	2,884
無形固定資産	8,471	8,532
借地権	746	742
商標権	1,093	1,335
ソフトウェア	3,098	2,127
電話加入権	139	140
のれん	2,898	3,574
その他	495	611
投資その他の資産	33,099	36,128
投資有価証券	4,729	7,569
長期貸付金	865	1,075
退職給付に係る資産	209	183
繰延税金資産	10,956	10,450
敷金及び保証金	15,872	16,401
その他	759	709
貸倒引当金	△294	△262
繰延資産	12	31
社債発行費	12	31
資産合計	318,404	335,597

科 目	金 額	
	第61期 (2025年3月31日現在)	(ご参考) 第60期 (2024年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	68,710	101,203
支払手形及び買掛金	11,322	12,758
電子記録債務	10,646	15,028
1年内償還予定の社債	—	15,005
短期借入金	25,660	36,284
未払金	5,829	7,042
未払法人税等	2,381	2,094
契約負債	1,888	1,721
賞与引当金	1,581	1,913
その他	9,399	9,355
固定負債	68,205	53,517
社債	6,000	6,000
長期借入金	45,564	30,070
退職給付に係る負債	7,847	8,706
リース債務	3,882	3,858
その他	4,910	4,881
負債合計	136,915	154,720
純資産の部		
株主資本	190,317	188,822
資本金	62,504	62,504
資本剰余金	62,134	62,358
利益剰余金	69,862	65,399
自己株式	△4,183	△1,440
その他の包括利益累計額	△12,537	△11,696
その他有価証券評価差額金	861	2,337
繰延ヘッジ損益	△13	2
土地再評価差額金	△14,642	△14,804
為替換算調整勘定	917	1,141
退職給付に係る調整累計額	339	△373
非支配株主持分	3,709	3,750
純資産合計	181,488	180,877
負債及び純資産合計	318,404	335,597

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額			
	第61期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)	第61期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)	(ご参考) 第60期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)	(ご参考) 第60期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)
売上高		194,790		193,687
売上原価		94,638		93,833
売上総利益		100,152		99,853
販売費及び一般管理費		87,579		87,934
営業利益		12,573		11,918
営業外収益				
受取利息	176		135	
受取配当金	168		162	
不動産賃貸料	27		32	
為替差益	1		386	
助成金収入	21		3	
その他	395	790	490	1,212
営業外費用				
支払利息	548		365	
デリバティブ評価損	—		140	
その他	186	734	121	626
経常利益		12,628		12,503
特別利益				
固定資産売却益	38		9	
投資有価証券売却益	1,332	1,370	194	203
特別損失				
固定資産除売却損	128		190	
減損損失	1,175		1,084	
災害による損失	—		0	
投資有価証券評価損	86		—	
事業整理損失	166	1,556	—	1,275
税金等調整前当期純利益		12,442		11,431
法人税、住民税及び事業税	3,273		2,775	
法人税等調整額	△217	3,055	△1,566	1,208
当期純利益		9,386		10,223
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△10		133
親会社株主に帰属する当期純利益		9,397		10,089

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	第61期 (2025年3月31日現在)	(ご参考) 第60期 (2024年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	117,603	120,788
現金及び預金	52,371	54,415
売掛金	10,983	11,567
有価証券	2,000	1,800
商品	39,258	42,034
貯蔵品	609	563
前渡金	83	147
関係会社短期貸付金	9,949	9,245
前払費用	1,860	416
その他	491	604
貸倒引当金	△5	△5
固定資産	117,289	121,301
有形固定資産	68,926	70,681
建物	24,719	25,248
構築物	2,534	2,752
機械及び装置	15	19
車両運搬具	0	0
器具備品	2,359	2,395
土地	38,586	38,611
リース資産	699	1,627
建設仮勘定	10	25
無形固定資産	3,644	2,667
借地権	716	713
ソフトウェア	2,815	1,841
電話加入権	112	112
投資その他の資産	44,718	47,952
投資有価証券	4,078	6,768
関係会社株式	16,161	16,243
関係会社出資金	33	308
長期貸付金	830	1,055
長期前払費用	151	181
繰延税金資産	9,282	8,644
敷金及び保証金	13,916	14,505
その他	48	48
貸倒引当金	△399	△334
関係会社長期貸付金	615	530
繰延資産	8	19
社債発行費	8	19
資産合計	234,901	242,109

科 目	金 額	
	第61期 (2025年3月31日現在)	(ご参考) 第60期 (2024年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	37,648	58,169
買掛金	7,762	8,586
電子記録債務	10,466	14,797
1年内償還予定の社債	—	5,000
短期借入金	5,625	15,600
リース債務	264	454
未払金	4,914	5,924
未払費用	1,089	1,131
未払法人税等	1,538	1,176
契約負債	1,888	1,721
前受金	906	1,125
預り金	43	43
賞与引当金	870	1,208
資産除去債務	474	368
その他	1,804	1,031
固定負債	44,339	30,269
社債	5,000	5,000
長期借入金	28,200	13,900
リース債務	301	565
退職給付引当金	7,534	7,368
株式給付引当金	505	449
資産除去債務	754	802
その他	2,043	2,183
負債合計	81,988	88,438
純資産の部		
株主資本	166,596	166,046
資本金	62,504	62,504
資本剰余金	62,196	62,420
資本準備金	13,026	13,026
その他資本剰余金	49,170	49,394
利益剰余金	46,079	42,561
利益準備金	2,684	2,684
その他利益剰余金	43,395	39,877
別途積立金	26,100	26,100
繰越利益剰余金	17,295	13,777
自己株式	△4,183	△1,440
評価・換算差額等	△13,682	△12,375
その他有価証券評価差額金	889	2,358
土地再評価差額金	△14,571	△14,733
純資産合計	152,913	153,670
負債及び純資産合計	234,901	242,109

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額			
	第61期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)		(ご参考) 第60期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)	
売上高		129,439		129,903
売上原価		57,442		57,712
売上総利益		71,996		72,191
販売費及び一般管理費		63,169		64,411
営業利益		8,826		7,780
営業外収益				
受取利息	141		83	
受取配当金	1,128		1,050	
為替差益	22		223	
その他	151	1,443	286	1,643
営業外費用				
支払利息	280		178	
デリバティブ評価損	—		140	
貸倒引当金繰入額	65		51	
その他	81	427	38	410
経常利益		9,842		9,013
特別利益				
固定資産売却益	24		4	
投資有価証券売却益	1,320	1,344	194	198
特別損失				
固定資産除売却損	90		155	
減損損失	823		442	
関係会社株式評価損	373	1,286	1,318	1,916
税引前当期純利益		9,900		7,296
法人税、住民税及び事業税	1,455		1,006	
法人税等調整額	△7	1,447	△1,361	△355
当期純利益		8,452		7,651

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

青山商事株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉 田 直 樹
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 立 石 政 人
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、青山商事株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、青山商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

青山商事株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉 田 直 樹
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 立 石 政 人
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、青山商事株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

青山商事株式会社 監査役会

常任監査役（常勤）	大迫 智一 ㊞
社外監査役	野上 昌樹 ㊞
社外監査役	大北 貴 ㊞
社外監査役	足田 鏡子 ㊞

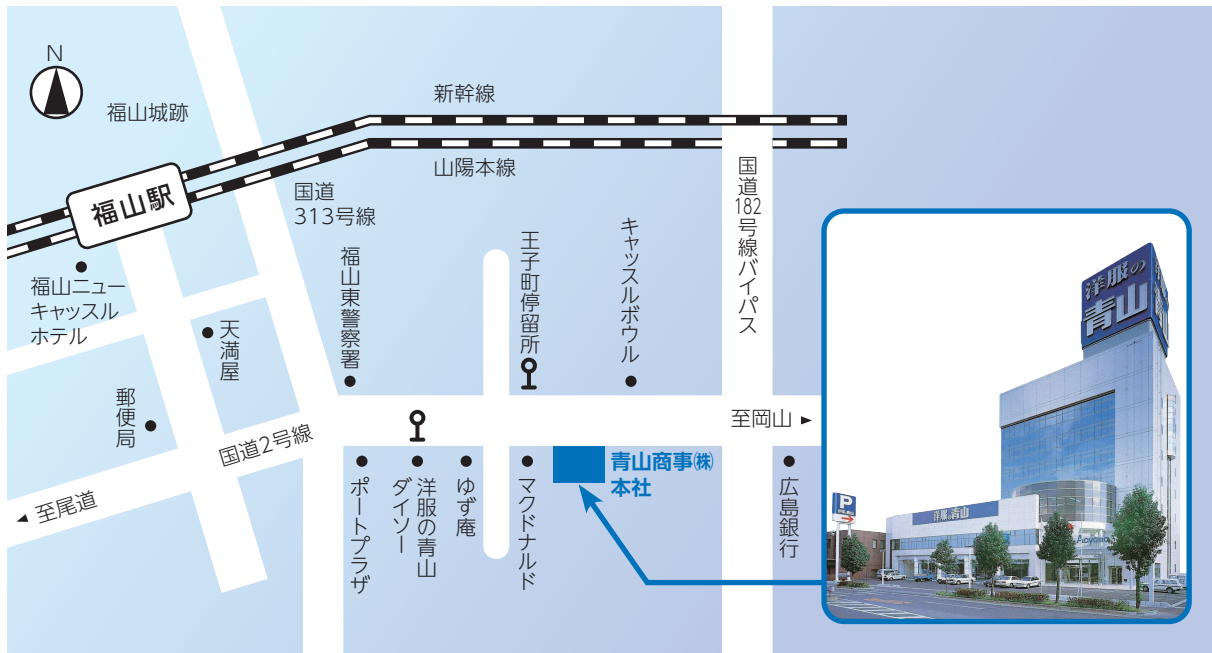
以 上

株主総会会場ご案内略図



会 場

広島県福山市王子町一丁目3番5号
青山商事株式会社 本社4階会議室
電話 (084) 920-0050



●交通 JR山陽新幹線・山陽本線福山駅から2km
中国バス・井笠バス王子町停留所前

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。



環境にやさしい
植物油インキを
使用しています。

